

議案第3号

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月24日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

会計年度任用職員のうち保育士等の処遇改善を図るに当たり、フルタイム会計年度任用職員の給料の上限額を引き上げるため提案するものです。

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（フルタイム会計年度任用職員の給料の額）</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額で定めるものとし、月額<u>205,600円</u>を超えない範囲内で、職務の内容及び職務経験に応じ、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。</p>	<p>（フルタイム会計年度任用職員の給料の額）</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、月額で定めるものとし、月額<u>199,900円</u>を超えない範囲内で、職務の内容及び職務経験に応じ、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の給料月額との権衡を考慮して規則で定める。</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第3条の規定は、令和4年2月1日から適用する。

（給料の内払）

- 2 改正後の第3条の規定を適用する場合には、改正前の第3条の規定に基づいて支給された給料は、改正後の第3条の規定による給料の内払とみなす。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。